

# 袋井市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

## 1 オープンデータ推進の基本的な考え方

### (1) オープンデータを推進する意義

#### ア 地域経済の活性化

市内企業やNPOなどが、公的データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光・子育て又は医療・福祉など多彩な分野において新たなビジネス又はサービスが創出され、地域経済の活性化及び市内企業の振興に寄与する。

#### イ 官民協働による地域課題の解決及び公共サービスの実現

市民や民間団体等と公的データを共有することで、本市の課題を官民協働により解決するための基礎とする。また、民間のデータと組み合わせることで民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できるようになる。

#### ウ 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

#### エ 行政における業務の高度化・効率化

政策の計画立案や決定過程等において、公的データを効果的に分析することにより、業務の高度化が図られる。また、これまでは公文書公開請求により公開していた情報等を積極的にオープンデータとして公開することにより、当該請求に係る双方の事務コストが削減され、市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

### (2) 推進のための基本原則

ア 市は積極的に公的データを公開する。

イ 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。

ウ 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

エ 取組可能な公的データから速やかに着手し、実績を蓄積する。

オ 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

### (3) 推進のための体制

オープンデータは、袋井市ICT推進本部のもとに、全庁的な体制によって推進する。また、全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対する研修等を実施する。

### (4) 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

## 2 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

### (1) オープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有する情報のオープンデータ化を進めるための基盤として、静岡県がオープンデータを実践するために設置したサイトである「ふじのくにオープンデータカタログ」を利用する。

### (2) オープンデータ化の対象となる情報と公開するデータの拡大

#### ア オープンデータ化の対象となる情報

本市が保有する情報のうち、本市ウェブサイトに掲載し、公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

袋井市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報や、個人情報に関連するデータ及び具体的かつ合理的理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

#### イ 公開するデータの拡大

公開、公表していない情報のうち、利用者のニーズの高いものや民間から具体的な利活用の提案があった場合は、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備する。

### (3) 二次利用促進のためのオープンデータ化のルール

#### ア 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF等）での公開を検討していく。

#### イ 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の範囲内で、可能な限り、二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

#### ウ 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

本市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際に、当該情報が情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定について、必要に応じて当該情報提供者等の意見を聴くものとする。

ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、情報提供者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

#### エ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

### (4) 利活用推進のための取組の方向性

#### ア 利活用推進のための支援

民間等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨及び内容等を検討した上

で、必要に応じて関係各所属が支援し、対応する。

#### イ 民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

#### ウ 利活用に関する研究

民間や大学、しずおかオープンデータ推進協議会等と連携し、オープンデータ利活用又は利用拡大のあり方などについての研究を行う。